

## 旭川市障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響を受けながらも、障害者の日常生活に欠かせないサービスを提供している障害福祉サービス等事業者に対して、障害福祉サービス等事業所の事業運営の負担を軽減し、安定した障害福祉サービス等の提供の継続を支援するため、障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高騰対策支援金 障害福祉サービス等事業所における食材費、ガス代及び燃料代の価格増額分に対して、市が支給する支援金をいう。
- (2) 障害福祉サービス等事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービスを提供する指定事業者等並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に規定する福祉有償運送を提供するNPO法人等の事業者をいう。

### (支給対象者)

第3条 物価高騰対策支援金の支給の対象となる障害福祉サービス等事業者は、令和4年11月1日時点において、旭川市内に別表に定める事業所を有し、当該事業所について同年4月から11月までの間に障害福祉サービス等の提供実績があり、令和5年3月31日まで廃止又は休止する予定がないものとする。

- 2 一の法人において、複数の事業所を有している場合は、原則として、当該複数の事業所分を一括して支給する。

### (支給対象経費)

第4条 物価高騰対策支援金の支給対象経費は、別表の対象経費欄に掲げるものについて、次のいずれかの方法により算定する。

- (1) 令和4年4月から11月の任意の一月に要した対象経費の支出額と前年同月に要した対象経費の支出額の差額に1.2を乗じる。
- (2) 令和4年4月から11月の任意の一月に要した対象経費の支出額に、次の率を乗じた額の合計額に1.2を乗じる。

食材費	5.75%
ガス代	11.74%
燃料代（車両燃料代含む）	12.74%

(物価高騰対策支援金の支給額及び回数)

第5条 物価高騰対策支援金の支給金額は、別表に掲げる支給上限額と前条により算定した支給対象経費のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 支給上限額は、令和4年11月1日時点の定員により算定する。
- 3 1事業所当たりの交付回数は1回限りとする。

(申請期限)

第6条 申請期限は、令和5年1月31日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情が生じたときは、申請期限を延長することができる。

(物価高騰対策支援金の支給申請等)

第7条 物価高騰対策支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号の1及び様式第1号の2。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第2号の1 事業所内訳表（差額による算定）
  - (2) 様式第2号の2 事業所内訳表（物価上昇率による算定）
- 2 郵送による申請は、消印の日が前条に定める申請期限を超えないものを有効とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その支給の可否を決定し、旭川市障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第3号）又は旭川市障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金支給却下通知書（様式第4号）を申請者に対し、交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定された事業者（以下「支給決定事業者」という。）に対し、口座振込により物価高騰対策支援金を支給する。

(受給の辞退とみなす事項)

第9条 市長が前条第1項の規定による支給決定を行った後において、申請書の不備に伴う振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が支給決定事業者に対する連絡・確認に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに不備が解消されず、支給ができなかったとき、その他支給決定事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、物価高騰対策支援金の受給を辞退したものとみなす。

(無効となる申請)

第10条 一の申請者が、同一の事業所及び事業所種別で物価高騰対策支援金を2回以上申請したときは、当該2回目以降の申請を無効とする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支給決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した物価高騰対策支援金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により物価高騰対策支援金の支給を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(関係書類の保管)

第12条 支給決定事業者は、物価高騰対策支援金の支給に関する対象経費の支出証拠書類について、物価高騰対策支援金の支給を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しなくてはならない。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、物価高騰対策支援金の支給に関して、支給決定事業者に報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、物価高騰対策支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

別表（第3条，第5条関係）

## 支給対象・支給額一覧

	様式第1号の1により申請する事業所			様式第1号の2により申請する事業所		
法令	障害者総合支援法	障害者総合支援法・道路運送法		児童福祉法・障害者総合支援法・道路運送法		
区分	入所施設	通所施設	その他（定員なし）	通所施設	その他（定員なし）	
サービス種別	グループ① 障害者支援施設 療養介護 共同生活援助 宿泊型自立訓練 短期入所（単独型）	グループ② 生活介護 （障害者支援施設にあつては入所定員を除いた定員数とする。）	グループ⑧ 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	グループ① 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス （各サービスを別々の建物等で提供している場合はそれぞれの定員数を合算する。）	グループ② 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	
		グループ③ 自立訓練	グループ⑨ 就労定着支援			グループ③ 障害児相談支援
		グループ④ 就労移行支援	グループ⑩ 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 自立生活援助			
		グループ⑤ 就労継続支援（A型）			グループ⑪ 福祉有償運送	グループ④ 福祉有償運送
		グループ⑥ 就労継続支援（B型）				
グループ⑦ 地域活動支援センター						
対象経費	食材費，ガス代（都市ガス，LPガス），燃料代（重油，灯油，軽油，ガソリン）	車両用燃料代（軽油，ガソリン）		食材費，ガス代（都市ガス，LPガス），燃料代（重油，灯油，軽油，ガソリン）	車両用燃料代（軽油，ガソリン）	
支給上限額	1定員当たり9,000円	1定員当たり2,000円	1事業所当たり20,000円	1定員当たり2,000円	1事業所当たり20,000円	

※支援金の上限額は，事業所種別及び定員数に応じた単価を乗じた額とする。また同一事業所において複数サービスを提供している場合の定員数は，異なるグループ間における定員数を合計したものとする。

※障害福祉サービス及び介護保険の双方によるサービス提供を行っている事業所については，対象経費を区分した上で，それぞれ申請することができる。また障害者サービス及び障害児サービスの双方によるサービス提供を行っている事業所についても，対象経費を区分した上で，それぞれ申請することができる。

